



K S K

さくすな

第158号

編集者 神奈川県障害者連絡会  
責任者 海原泰江  
印刷所 Yuki Print  
発行年月 平成28年3月23日

研修会報告

## 「障害者差別解消法の理解と 日中活動における通所者の権利を考える」

(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター

理事長 鈴木治郎氏

文責広報部

十一月二十八日、職員研修会が

開催された。テーマは「障害者差別解消法の理解と日中活動における通所者の権利を考える」。講師は(特非)神奈川県障害者自立生活支援センター理事長・鈴木治郎氏。地域作業所の基礎を作り、運営相談員として県内をめぐり、

県の障害者運動の先駆者として生きてこられた鈴木さん。運動の中で生きてこられた重みを感じさせる講演となつた。参加者からの感想・印象に残つたトピックを中

心に研修会の概要をレポートしたい。

第一に、差別解消法を考える際「障害者の権利に関する条約」の締結に関する諸経緯の中で考えていく必要がある。締結のため国内法の整備を始め障害者制度の集中的な改革を行わなければならない。「障がい者制度改革推進会議」で諸課題が整理され本法律の制定に至っている。この流れをもう一度

振り返つておく必要があるだろう。「虐待防止法」も含めてである。利用者の支援においての姿勢や、細かな言動を巡って私たちが考えなければならないことはこの差別解消法の basic 理念に大きく関わってくる。様々な支援場面で、私たちのとる具体的な支援の手法を、障害者を差別してはならないとするこの法律の根本原理に当てはめて一人ひとりの支援者が考え、悩み、知識を得ていかなくてはならないのだということを改めて感じた。「直接差別」とは? 「間接差別」と「間接差別」ってどういうこと? 合理的配慮とは? 例えばこういう場面・事例はどうなか? 参加者とのやり取りの中で深めていった。

それでもう一つ。この差別解消法を考えるにあたり、これまでの運動も含めた障害者施策の歴史、数々の転換点の意味。そして現在の施策の特徴や動向等を深く理解する必要があるということ。そこにはいつも「財源」の問題が関係していること。そういう歴史や状況変化を踏まえたうえでの今回の「差別解消法」の施行である。措置から契約へ。支援費制度。自立

支援法。介護保険との統合云々。これまで幾度となく問題となつてきたりいろいろな言葉を思い出させられた。聴いていて思わずうなずいてしまうような深い話だった。

参加者の中から幾人かの方に感想を求めた。以下要点を記載する。

\*利用者が望んでいることも「できないから」ということを理由に「させない」というのは直接的差別。作業所においても「この人にできないであろう」「上手にできない、無理だ」という先入観で作業を区別していいだろか。何か工夫をしたり職員の対応を変えれば、時間を使えばできることもあるのではないか? と省みた事例でした。理想としては本人も納得したうえでの作業内容であるべき。

生活介護、地活はまだ作業に対しておおらかな緩やかな考え方を持つても大丈夫かもしれない。しかし、就労移行や継続支援となると受注量やスピード、仕上がり等職員体制を考えると、一人ひとりの希望に添えないであろう。同じ地域作業所であつたのに、地活とか就労Bとか選択の違いで

作業支援に変化が出て、やりにくく思っている利用者もいるのではないか。細かく細分化された今のような形態ではなく、なんでもありの作業所が良かつた…。

\*障害があつても年齢に応じて自分らしい生活を目指す。就労Bで支援を受けるに当たり個別支援計画が作成される。そのこと自体どうなのかな？「皆さん健常の方は個別支援計画つてないですよね」という鈴木さんの言葉。障害者という言葉がなくなるといいと思いました。言葉の使い方についても「障害を持つ」ではなく「障害がある」といういい方が望ましい。以前、更生表彰を受けた鈴木さん、「何も悪いことしてないのに更生？」と述べたとのこと。もつともです。

\*講師のお話の中で、代理受領方式一利用者のアタマを通り抜けて事業所に収入が入る、ということ。現行の総合支援法におけるサービスでは利用者がサービスを利用しただけ事業所に収入がある。効果的ではあるが、当事者である利用者さんの知らないところで授受がされるってどうなのか？ 利用者さんは金銭的な感覚でどちらてしまうことの罪悪感？ 請求事

務をしているときにふと思う。そういう意識が全くなくはないことを。  
\*参加者からの質問で、たとえば通院に同行する際の病院側の取つた配慮に富んだ対応が素晴らしい、トラブルの起きにくい賛明な配慮だと感じるがある意味では危険人物的な扱いをされたと取られてしまうことも想像される。日常の場面でのサービスを提供する際の「配慮」が「差別」となつてしまふのかどうか考えさせられた。  
\*差別解消の推進に関する対応要領が作成されているが、マニュアルを求めていているが、マニュアルを求めていているのではなく、「差別」とは「不当な差別的扱いの禁止」に対する深い思考と理解こそが必要だと思う。一つ一つの場面での対応の仕方、ということ大切だが、様々な障害者団体との膝を突き付けた対話の中から「合理的配慮」などを考えていく姿勢が必要だと思う。



の？大丈夫？がんばって」と声をかけてもらうことがある。「すまなかつた」「ごめんなさい」ではなく、「ありがとう」って思うんですね。「これじゃあいけない、また頑張らなくちゃ」と思う。そんな彼らに対して、不当な差別的取扱い？あつてはならないことですか。私のことをよく見て、そして大事に思ってくれるみんながいる。うちは知的障害の方の作業所で、皆、うまく自分の思いを言葉で話すことは難しい方たちです。私こそがみんなの顔をしっかりと見て、その想いを察することができます。日々接している私たちも利用者

さんにとって一番の理解者にならないでは。差別解消法を考えるとさき、まず、うちの利用者さんの想いをわかることのできる職員でありたいと改めて感じました。

### 研修会を通して……。

大先輩であるのに、毎日共に活動しているような仲間目線。参加者も自由に発言してしまうような和やかな雰囲気の中で進められ、久々に「治郎さん節」を聞かせていただいた。講演の中では治郎さんが紹介してくれた言葉。あなたがさと優しさについてのこの言葉でレポートを閉じた。

### サ行のサポート法

- さ・・さりげなく（過剰な意識をせず、自然な気持ちで）
- し・・慎重に（心をこめて）
- す・・スムーズに（そしてスマートに）
- せ・・積極的に（とにかく一声）
- そ・・その人その人に応じたサポートを

### 幸せのはひふへほ

は・・幸せ半分  
ひ・・人並み  
ふ・・ふつう  
へ・・平凡  
ほ・・ほどほど

## 2015年度 障害者事業所生産活動研修会報告

# 食品表示法とアレルギー表示

～三事業所による食品表示法への取り組み事例報告～

講演 講師 (株)生活品質科学研究所 宮地 邦明 氏

文責・広報部

法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
表示関係	○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守 等	○製造業者が守るべき表示基準の策定 ○品質に関する表示の基準の遵守 等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守 等

販売にかかるところ、品質にかかるところ、栄養基準にかかるところを、新しい法律体系に組み入れました。今回の改正は十一個変更点があり、生鮮食品と加工食品に適用されますが、経過措置期間があり、加工食品は五年間で移行することになります。平成三十二年四月一日からは、新法に適合しなければダメということがあります。

食品表示法が今、法改正とともになつていろいろと変わってきたります。また、オリンピックを控え、グローバルGAPとか、ハラル認証など、国際的な表示も話題になっています。では昨年四月一日に施行された食品表示法が、どう変わったかで、関係法の共通する部分を統合することになりました。

食品表示法が、どう変わったかで、関係法の共通する部分を統合することになりました。

食品表示法が今、法改正とともになつていろいろと変わってきたります。また、オリンピックを控え、グローバルGAPとか、ハラル認証など、国際的な表示も話題になっています。

左図に新旧法の比較がありますが、名称や原材料名などの事項名は、このように書くこと。ナトリウムは、食塩相当量と表示することと。添加物は、別書きで、項目を設けること。栄養成分表示は、義務化されました。

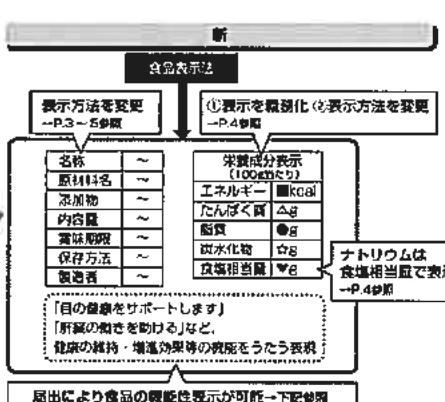
文字の大きさは、8ポイントが一般的。書ける面積が少ないので、5・5ポイントの小ささでも良いとのことです。

アレルギー表示についてです。たくさん的人が集りますと、その三分の一くらいは、必ずアレルギーをお持ちだと思つてください。大変責任が重いと思います。

省令で定められた特定原材料は、七品目。生命に関わるため特に注意するものが、そばと落花生。症例が多いものは、えび、かに、卵、乳、小麦となります。準ずるものとして、二十品目があります。つい最近、ごまとカシユーナツが加わりました。順次品目が増えてきていますので、注意して見守ってください。

「アレルギー物質を含む加工食品のハンドブック」が、消費者庁のホームページに掲載されています。これなども活用してください。ただし、食品表示法に合わせた修正が今後考えられるので念のためには。

個別表示と一括表示があります。何度も出でてきたものは、一個一个ちゃんと書くのが、個別表示。原則は個別表示になります。



特定原材料（省令で定められたもの）

発症数、重篤度から考えて表示する必要が高いものとして表示が義務化された7品目	
・症例数が多いもの	えび、かに、卵、乳、小麦
・症状が重篤であり、生命に関わるため特に留意が必要なもの	そば、落花生

特定原材料に準ずるもの（通知で定められたもの）

可能な限り表示することが推奨された20品目	
あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大根、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	

まとめ一冊最後に出てきたアレルゲンについて書くのが、一括表示。小さくて書けない場合は、一括表示でも良いということです。

コンタミネーション。混ざつてしまつたということです。うどんやそばをゆがくお湯には、どちらの成分が入つてしまつたということ。チョコレートでも、ピーナツツヨコレートは同じラインで製造するので、混入の可能性があるということ。これらのことと表示することです。「乳を含む製品と共通の設備で製造していますので、ご注意ください。」といった表

示をするにします。

賞味期限についてです。枠外となつてますが、上部なのか下部なのか、枠外の場所を明記するということです。

食品の中には、たくさんのリスクがあります。

まず、健康を損ねること。食中毒です。付かない、増やさない、なくすが食中毒の三原則。よく手を洗いましょうということになります。

次が、危害性。異物混入です。金属や化学物質。アレルギーもうですし、農薬もそうです。目に見えないものを管理していくことで、リスクを減らしていくことです。

そして発生の頻度。保険を掛けておくことも考えていかなければなりません。

皆さんには、たくさんの食品を作っています。どういう思いで作っているのか、その思いを伝えることは、最終的には食品の表示だと思います。

イオンなど確かなナショナルブランド製品の表示を、日頃より目にして参考にしていくことも大切になると思います。

十四事業所ある進和学園の就労継続B型事業所の製パン班である。九名の利用者さんが、約五十品種のパンを製造している。午前中が日配製品を作り、午後は焼成後冷凍をやっている。冷凍することで、生産力もアップしている。取り組みのきっかけは、平塚市内の学校給食にパンの納入である。年間で三万食を納めることになった。

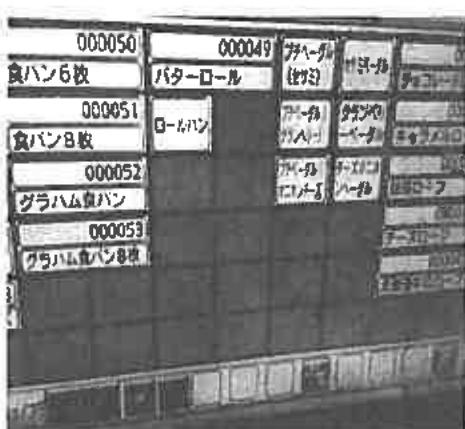
このような状況の中で、ラベラーの導入を考えた。選定基準としては、①操作が簡単で単体動作する機種、②利用者さんの仕事になる、③日、月、年単位での集計が可能、④栄養成分表示に対応した機種、⑤P.Cとの連携、⑥製造数に合った印字速度、⑦アフター フォローである。

利用者さんが自分でやれることと、アフターフォロー。これが一番大事だと思っています。

その結果、寺岡精工のD.P.I

### 「サンメッセじんわ」の場合

#### 三事業所の表示法へ 取り組みの事例



この機種の良いところは、プリセット画面というのがありまして、色別で、自分でそこに合った種類、種類ごとに、その下にパンとか、デニッシュパン、菓子パンなど、ジャンル分けができる、そこにこういうふうに色分けして、また、大きさも、いろいろ変えられるのですけれども、利用者

さんが分かりやすいような配置にして、並べることが自由にできるので、とても助かっています。

最後に、このラベラーを通して、生産管理、製造管理、売り上げ管理までが行えるようなシステムを、最終的には、目指しています。そういうような機種だと思います。割と大きな機種では、あります。

### ●メーカーからのコメント

メリットとしましては、この機種に関しては、「大きな画面により作業しやすく間違いを防止します」ということで、新商品ですとか、既存の商品ラベルの突然の変更にも戸惑うことなく、簡単に即座に発行する事ができます。

二番目に「表示問題のスムーズな対応」ということで、特定原材料、アレルギー表示ですとか、栄養成分表示カロリー表示などの、近年複雑化する食品表示にも対応できていますので、こちらのほうは安心して今後も使っていただけます。

三番目は最後に「ラベルコスト削減、環境への配慮」ということ、事前印刷ラベルに比べ、一枚

あたりのコスト的には下げる事が共通化できますので、必要なときには大体三工程でシールを出すことができるようになつております。

発行できるため、廃棄ロスとか在庫ロスというか、そういった形でそこらへんの無駄というか、うまく商品管理・ラベル管理とかができますということです。この機械は、リースもできますので、その対応もしている。

### 清光園のパン事業の場合

平成二十三年四月に横須賀共済病院内で就労継続B型事業所のパン工房をオープンすることから始まりました。

焼きたて、商品並べ直接販売していたが、他の売店でも販売することから、包装することにより表食品表示に取り組みました。

現在はまだ旧法に則つており、ラベルは50cm×60cmを使用。できるだけわかりやすいラベルづくりをし、疑問に思つたらすぐ業者に連絡して教えてもらつてしまふ。

可能、HDD内蔵、専用ソフト単独での書換が可能というものです。これを元に新基準への備えをしております。

今から始めていけば必ず大丈夫。旧基準のものにしつかりと対応してから変更した部分だけ変えられるように、そしてあとは栄養表示だけです。

### ●メーカーからのコメント

ラベル発行の一例としまして、メニューやアイコンのようにスマートフォンのアイコンのように絵になつていて登録してある番号、一番でフルーツのパウンドケーキというのを登録しております。一番のフルーツパウンドケーキを呼び出し

て、最後に何枚シールを欲しいというのを入力して、発行というボタンを押すと、その枚数のラベル



### ワークハウスあまねの場合

作業になかなか携われない利用者の人たちに対しても何かよい作業はないか模索した結果、クッキーブルクリにたどり着いた。

大掛かりな製造機械を導入するのではなく、一種類程度として、長く食べ続けていただけるよう

に、たくさんの方の力を借りながら、クッキーを作つて行きました。製品の原材料や量が決まつている場合は、事前印刷ラベルで予めデザインを決めて印刷する方法を、メーカーの企画の方から提案を受けました。製品配合を変更しないなど、一定の条件が整えれば、一番費用対効果からのシール印刷をしてしまうのも有効な手立て行い、小規模な事業所では有効でないかと思います。

三者三様の取り組みが報告され

た。自分たちの規模、作業内容等を良く検討して、今後に備えたいものである。

シールが発行されるというのが、ほぼ大体三工程でシールを出すことができるようになつております。

## Nothing About Us Without Us

(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)

差別解消法ヒアリング・  
県施策説明会に参加

文賀広報部

川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応する対応要領(素案)」が発表された。教育委員会及び公安委員会を除く全部署に属する行政職員に対し、必要な事項を定める、とするものである。同様に、神奈川県警察職員の対してもこの推進に関する規定が作成された。

これら素案に対する意見募集が行われるとともに、一月二十六日、関係団体へのヒアリングが実施され、海原会長、広報委員、事務局の三名が参加した。幹事会での議論をもとに、海原理事長から意見が述べられた。

対応要領では目的、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供等の諸規定とともに、不当な



差別的取扱い・合理的配慮の具体例として様々な場面で想定される事項が記載されている。その一つひとつつの文言についてではなく、行政の職員の方々が、「障害」に對してきちっとした理解を持つことが大切ではないか、ということである。研修も含め、その部分をしっかりとやつていかなないと、とても心配である。障害の特性、特に発達障害など、以前は障害と認められなかつた方々への対応も現在では求められている中、私たち現場の関係者ですら理解が難しい面がある。大変に難しいことで、まづ基本的な部分をしっかりと理解したうえで対応していただきたいと、この要領は生きてこない。それが私たちの願いで

とは、個々人の特性により、また、その都度の場面によつても変わってくるはずである。記載された具体的な事例が、対応のマニュアル的に一人歩きをすることのないみを進めていくに当たり、まずは行政の職員の方々が、「障害」に對できちんとした理解を持つことが大切ではないか、ということである。研修も含め、その部分をしっかりとやつていかなないと、とても心配である。障害の特性、特に発達障害など、以前は障害と認められなかつた方々への対応も現在では求められている中、私たち現場の関係者ですら理解が難しい面がある。大変に難しいことで、まづ基本的な部分をしっかりと理解したうえで対応していただきたいと、この要領は生きてこない。それが私たちの願いで

「優しく、ゆっくりと待ってさしあげる」姿勢で、担当からも、「もつと基本的なところで、ということですね。」という言葉を頂き、短い時間ではあつたが、ヒアリングを終えた。

二十八年度当初予算の概要について、障害者差別解消法について、神奈川県障害福祉計画に関する取り組み状況について、県障害福祉課より説明がされ、参加者からの質疑も時間が足りない程積極的により適切な対応をしてくためにも、できれば実際の支援の現場に足を運び、また地域できめ細かく障害のある方々との対話をする機会を増やすなど、障害に対する理解を進め、深めていくことから力を尽くしてほしい。特に知的障害を持つ方は自分の意見を主張することができ難しいうえに、緊張も強く、何か思いを伝える時には聞く側が「優しく、ゆっくりと待ってさしあげる」姿勢で、担当からも、「もつと基本的なところで、ということですね。」という言葉を頂き、短い時間ではあつたが、ヒアリングを終えた。

また、予算の推移については障害者差別解消法へ向けての取り組みの視点から見ての質問も数多く出され、かなり激しい当局との意見交換となつた。

質疑では、個々の施策に対し、障害者差別解消法へ向けての取り組みの視点から見ての質問も数多く出され、かなり激しい当局との意見交換となつた。

また、予算の推移については障害者自立支援給付等負担金と、実際のサービス利用の増加が説明されたが、質疑では、障害者地域生活支援事業（市町村統合補助）にかかる質問が圧倒的に多かつた。

地域で暮らす障がい者にとって日々の暮らしをするうえで大きな課題なのだ。

現状の施策の諸課題を象徴しているかの印象を受けた。

平成二十七年度神奈川県障害者施策説明会・概要報告

あるというこ  
とだ。  
合理的配  
慮、不当な  
差別的扱い

